

<p>質問</p>	<p>春日井市総合体育館のネーミングライツにつき、愛称使用開始時期が「令和8年12月から」とされている点に関し、当該開始時期前に使用することは可能か否か。</p> <p>令和8年度に開催予定のアジア競技大会（アジア大会）は、本市の魅力発信、施設価値の向上、ならびに対外的に高いPR効果が見込まれる重要な機会であると考えている。</p> <p>このような観点を踏まえ、大会運営や既存の協賛・スポンサー関係等に支障が生じない範囲を前提として、アジア大会の開催期間中において、愛称を使用した施設における愛称表示や案内表示等を、使用期間開始前であっても限定的に実施することは可能か。</p>
<p>回答</p>	<p>ご質問ありがとうございます。</p> <p>愛称の使用は令和8年12月1日以前でも一部可能です。</p> <p>募集要項にて愛称使用期間を令和8年12月1日からとさせていただきましたことは、募集要項発出時において、アジア競技大会に係る会場撤去及び会場使用協定の内容が不明確であったためです。</p> <p>なお、公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会（以下「AINAGOC」という。）との会場使用協定により、指定する期間中は次のとおり一部制限されます。</p> <p>施設における愛称表示、案内表示は会場敷地内及びその動線上（駐車場から会場までの通路）は不可とします。</p> <p>ホームページ、パンフレット上において、愛称とアジア競技大会の併記は不可（リンク先含む）とします。</p> <p>詳細はAINAGOCと別途調整が必要になる場合がございます。</p>